

畜産生産基盤強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における畜産業の競争力の強化及び畜産農家（肉用牛生産農家、養豚農家若しくは養鶏農家又は酪農経営者で、畜産物の生産又は供給に供される家畜を飼養する者をいう。以下同じ。）等の所得の向上を図ることを目的とし、経営規模の維持・拡大、生産コストの削減又は畜産環境対策の推進のため生産基盤の強化を図る畜産農家に対し、畜産生産基盤強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に居住する畜産農家又は市内に所在地を有する畜産業を営む農業法人（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社若しくは会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有限会社又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農事組合法人のうち農業経営を行う法人に限る。）であつて、市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者
- (2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第4項の規定に基づく認定を受けた者又は同法第14条の4第3項の規定に基づく認定を受けた者であつて、現に就農し、又は就農することが確実である者
 - イ 500羽以上の鶏を飼養している養鶏農家
 - ウ 3頭以上の肉用牛を飼養している肉用牛生産農家
 - エ 新規で肉用牛生産を始める者又は飼養する肉用牛が2頭以下の肉用牛生産農家であつて、5年以内に3頭以上の肉用牛を飼養する見込みがある者
 - オ 飼養頭数100頭以上である肉用牛を預り育てる肉用牛生産農家又は豚を預り育てる養豚農家

(補助対象事業、補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (4) 確定申告書又は住民税申告書の写し
- (5) 農業所得計算書の写し
- (6) 法人の場合は、法人の登記事項証明書
- (7) その他市長が必要とする書類

2 申請者は、補助対象経費に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助対象経費に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない、

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査したうえで補助金の交付又は不交付の決定をし、補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）又は補助金等不交付決定通知書（規則様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（事業の中止又は変更）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を中止し、又は変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更を除く。）は、あらかじめ補助事業中止・変更承認申請書（規則様式第4号）に事業変更計画書（様式第1号）を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、前条の規定に準じ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付方法）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（規則様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 この補助金は、規則第15条第2項ただし書に規定する概算払により交付する。

（事業実績報告書）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含

む。)は、補助事業の完了後 20 日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日までに補助事業実績報告書(規則様式第 5 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書(様式第 2 号)

(2) 補助事業に係る領収書その他の支出を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助対象経費に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額せずに補助金の交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助対象経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであるときは、これを減額して報告しなければならない。

3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助対象経費に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額せずに補助金の交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助対象経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額(前項の規定により減額をした者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入に係る消費税等相当額報告書(様式第 4 号)により速やかに報告し、市長の返還命令を受けて補助対象経費に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第 9 条 補助事業者は、この補助事業に係る経費を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額 (千円) |
|--------------|--|-----|---------------|
| 1 施設整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・家畜飼養管理施設（家畜排せつ物処理施設、作業用倉庫及びパドックを除く。）の設置に係る費用 ・衛生施設（家畜排せつ物処理施設を除く。）の設置に係る費用 ・生産効率改善のための高額設備（付表1に掲げる設備をいう。）の設置に係る費用 | 1/2 | 1,500 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物処理施設の設置に係る費用 ・作業用倉庫及びパドックの設置に係る費用 ・畜舎増改築、補改修等に係る費用 | 1/2 | 1,000 |
| 2 機械導入事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・自給飼料収穫機等の付表2に掲げる機械装置の導入に係る経費 | 1/2 | 500 |
| 3 ICT 機器導入事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・省力化や作業効率改善のためのICT機器の導入に係る経費 | 1/2 | 300 |

備考1 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 生産効率改善のための高額設備に該当する設備については、他の設備又は事業に該当しないものとする。

3 機器導入事業においては、オプション、その他工賃、消耗品費、登録費用及び運送費用を補助対象経費から除くものとする。

付表1 (別表第1項関係)

| 設備の区分 | 仕 様 等 |
|------------------|--|
| 飼料給与関係機械設備 | 自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、ベールフィーダー、餌寄せロボット等 |
| 畜舎温度制御設備 | 換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置等 |
| 省エネ・電力安定供給のための設備 | ヒートポンプ、インバーター制御装置、効率的生産の継続に資する機械装置、自家発電機、配電盤等 |
| 家畜飼養管理機械設備 | 個体装置型家畜管理装置、哺乳ロボット、自動家畜分別機械装置、ふ卵関係装置 |
| 搾乳関係機械設備 | 搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット、乳頭洗浄機、バルククーラー |
| 衛生管理高度化機械装置 | 畜舎洗浄・清掃ロボット、ふん尿除去機械装置等 |
| 畜産物管理・加工機械装置 | 集卵装置、汚卵洗浄装置、食肉加工機械装置、乳製品加工機械装置、検卵機械装置、選卵機械装置等 |

付表2 (別表第2項関係)

| 機械装置名 | | |
|-------------|---------------|------------|
| ホイールローダー | マニュアルスプレッダー | ロール運搬トレーラー |
| スキッドステアローダー | ロールベアラー | ミキサーフィーダー |
| 堆肥運搬車 | カッティングロールベアラー | テッダー |
| フォークリフト | ラッピングマシーン | レーキ |
| ロールベールカッター | ロータリー | 放牧用電気牧柵 |
| ディスクモア | ベールクラブ | |

事業（変更）計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び事業費

| 施設名等 | 種別 | 構造・規格等 | 事業費 | 負担区分 | | | 着工予定日 |
|------|----|--------|-----|------|-------|-----|-------|
| | | | | 市補助金 | 自己負担金 | その他 | 竣工予定日 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | |
| 消費税 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

※消費税の課税事業者の場合は、消費税等相当額は補助の対象となりません。

（注1）「施設名」には、「繁殖牛舎」、「堆肥舎」、「パドック併設牛舎」、「自動給餌施設」、「発情発見装置」等と記入すること。

（注2）「種別」には、「新築」、「改築」、「改修」、「補修」、「新品」、「中古品」等を記入すること。

（注3）「構造・規格等」には、「木造」、「鉄骨造り」、「製品の型番」等を記入すること。

（注4）補助金申請後に事業に変更がある場合は、変更前の事業費を上段に（ ）書きで記入すること。

（注5）事業計画書に添付する資料

①見積書、位置図、平面図、設計図面

②新規又は、2頭以下の肉用牛生産農家については、肉用牛等増頭計画書、肉用牛等増頭資金計画書

収支予算(精算)書

1 収入の部

単位：円

| 区 分 | 予 算 額 | 精 算 額 | 増 減 | 備 考 |
|-------|-------|-------|-----|-----|
| 市補助金 | | | | |
| 自己負担金 | | | | |
| その他 | | | | |
| 計 | | | | |

2 支出の部

単位：円

| 区 分 | 予 算 額 | 精 算 額 | 増 減 | 備 考 |
|-----|-------|-------|-----|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

(注1)変更があった場合は上段に変更前の事業費を()書きで記入すること。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

延岡市長 殿

住所 _____

氏名 _____

誓約書兼同意書

私は、 _____ 年度畜産生産基盤強化支援事業補助金の交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約及び同意します。

※チェック欄（誓約又は同意の場合、□にチェックを入れて下さい。）

私は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、補助事業に関し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（延岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団関係者（延岡市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）

私は、申請にあたり、市が行う市税（国民健康保険税を含む。）の完納確認について同意します。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

延岡市長 殿

氏 名

令和 年度 仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け で交付決定のあった畜産生産基盤強化支援事業補助金について、畜産生産基盤強化支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等の交付に関する規則第13条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け による確定通知書) 金 円
- 2 補助金の実績報告時に減額した仕入れに係る消費税相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円